faro ファーロ

東京司法書士会広報誌　2021年 New Year号外

Will.

遺言書：未来へのバトン

欧米では、多くの人が残す遺言書。日本では、

自筆証書遺言を作成した人　約3.7%

公正証書遺言を作成した人　約3.1%

（55歳以上 平成29年度 法務省）

「遺言書」は、特別な人が書くものではない。

日本人が遺言書を書かない大きな理由として、「家族の仲がいい（言わなくても大丈夫）」「まだ実感がない」「縁起が悪い」などが挙げられます。
でも、あなたのご家族への思いは正しく、伝わるでしょうか。
遺言書は人生の最後の意思です。ご家族はその意思を引き継ぐことで迷わず進むことができるのではないでしょうか。

これが「遺言書」！
まず見てイメージ！

◀〈2〉面へ

ご相談　東京司法書士会　https://www.tokyokai.jp　東京司法書士会　相談

司法書士ホットライン
10:00～15:45平日（月～金曜）
その他の電話、WEB相談については〈7〉面をご覧ください。

03-3353-2700

なぜ残す？ なに残す？ どこに残す？ 遺言書

遺言書を実際に書いてみる

大事な家族に自分が築いてきた財産や大切にしていた物を残したい、あるいは感謝の気持ちやこれからの希望についてもきちんと語り伝えておきたい…。そう思われているなら、ご自身の言葉で、ご自分のお考えを遺言書に綴っておくことをお勧めします。

とはいえ、遺言書となると、何をどう書けばいいのか分からないという方も多いでしょう。遺言書を見たこともないという人もいらっしゃると思いますので、ここに遺言書の例をご紹介します。

これは、法務局（遺言書保管所）に預けて保管してもらう場合の自筆の遺言書の例です。自筆の遺言書（自筆証書遺言）を法務局で預かる保管制度は、2020年7月から始まった新しい制度で、自宅で保管する場合のリスクを軽減します（4面参照）。

上余白5㎜以上

左余白20㎜以上

右余白5㎜以上

下余白10㎜以上

まるわかり解説

遺言者亡き後に相続人（推定相続人※）となる人には、「相続させる」または「遺贈する」と書きます。推定相続人以外の人を相続人とした場合は「遺贈する」と書きます（「遺贈する」と書いた場合、遺贈の対象者だけでなく、他の推定相続人全員が財産を引き継ぐ権利が生じる）。

※相続が開始される前の時点で、相続人と推定される人を「推定相続人」という。

具体的な相続権を提示するため、財産目録の添付をお勧めします。詳しくは〈4〉面。

遺　言　書

私、司法男は、次の通り遺言する。

一、私の所有する東京都○○区○○町○丁目○番○の土地・建物を含む一切の不動産を妻東子に相続させる。

二、預貯金の○○銀行○○支店普通預金（口座番号○○○）と、○○信用金庫○○支店定期預金（口座番号○○○）を含む一切の預貯金を、東子と長男太郎に2分の1ずつ相続させる。

三、○○保険会社の保険金（5,000万円）の受取人は東子になっているが、太郎にも2分の1を贈与してほしい。

東子と太郎のおかげで、私はこれまで本当に良い人生を送れた。
心から感謝している。
不動産を東子に残すのは、私たち夫婦の思い出深い空間で、ゆっくりと老後を過ごしてほしいから。他の財産を半分ずつに分割したのは、二人には同じくらいお世話になり、支えられたからである。
これからも家族で支えあい、健康で幸せに暮らしてください。
それが私の願いです。

令和2年7月10日
東京都○○区○○町○丁目○番○
司　法男　㊞

1/3

生命保険金は相続財産ではなく、保険契約に基づいた受取人の固有財産になるので、この一文に強制力はありません。自分のお気持ちを書くのは良いですが、守られないこともあります。

遺言書を作成した年月日を必ず記載（「○年○月吉日」はNG）。署名と押印が必要です（認印はOK、スタンプ印はNG）。財産目録を付ける場合、通し番号で各ページにページ数を自書します。また遺言書は複数枚になってもホッチキスどめはNGです。

必要であれば、遺言執行者（遺言の内容を実行する手続きを行う）を指定して明記しておくこともできます。

法務局の保管制度を利用する自筆証書遺言作成ルール

紙のサイズは、A4です（このページの赤の実線枠の大きさです）。色や模様のない用紙に、規定の余白内に全て本人が手書きをします。
筆記具は、長期間保存に耐え、容易に消えないボールペンなどを使用します。
裏面は記載不可です。

棟石理実　廣渡淳=Text　こたに千絵=Illustration

「遺言書なんて…」と思っている人、なんと多いことか！

遺言書の例をご覧いただきましたが、「難しいなあ」と思われたでしょうか。そのためか、ほとんどの日本人にとって、遺言書はあまりなじみがないようです。

ちなみに法務省の平成29年度調査では、55歳以上で自筆証書遺言を書いたことのある人は3・7％、公正証書遺言を作成したことがある人は3・1％。75歳以上になると自筆証書遺言は6・4％、公正証書遺言は5・0％。年齢が上がると少し増えますが、いずれも1割にも満たない数字です。

昨今、「終活」「エンディングノート」という言葉も活動も浸透してきているので、「遺言書を書こうかな」と思っている人は増えているかもしれません。

「うちの家族は仲がいいから」「財産がないから」遺言書がなくても大丈夫と思っている人も多いようですが、ちなみに相続で争いなどの問題になるのは、残す財産が1、000万円以下で約3割強です。5、500万円以下になると8割弱まで増えます。

相続人の数が多い、不動産・車・高級品など簡単に分けられない財産が多いほど、トラブルのもとになります。

たとえ、大きなトラブルにならなくても、残された人たちが、少なからず頭を抱える状態は望ましいとは言えませんね。

遺言とは「言い残す」ことです。人生の最後を迎える時に、自身の意思を明らかにして「思いどおりの人生を送りきる」ためにも、さっそく「今」書いてみませんか、遺言書。

自分で書く、それとも…

右ページは「自分で書く」遺言書の例ですが、そもそも遺言書は「自分で書くものじゃないの？」と思われた方もいらっしゃるでしょう。

自分で書く遺言書を、民法では「自筆証書遺言」、遺言内容を公証役場の公証人に伝え、公証人が作成する遺言書を「公正証書遺言」と言います。

正式な自筆証書遺言にするのであれば、せっかくの遺言書を無効にしないためにも、次の4点は絶対に必要です。

①自分で書く
②日付（一番新しいものが有効）
③押印
④署名

また、次の項目を入れておくと、トラブル回避になります。

⑤財産とそれを相続させる人
⑥遺言執行者
⑦非嫡出子の認知
⑧未成年者の後見人指定
⑨財産を寄付する場合　など

では、簡単に自筆証書遺言と公正証書遺言の違いを表にしておきます。

ちなみに、遺言書は自筆証書遺言でも公正証書遺言であっても、何度でも書き直しができます。日付の一番新しいものが有効になります。

司法書士は、遺言書の作成アドバイスや保管もできるし、証人にもなれて、必要書類の取り寄せもできる……

自筆証書遺言と公正証書遺言

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成	自分で書く。なるべく消えない筆記具を使用。 ※代理は無効 ※ワープロは無効（財産目録はワープロでも可）	遺言者が内容を伝え、公証人が作成。助言はするが内容面のアドバイスはしない。証人（注1）が2人必要。 ※遺言者が病人などの場合、公証人が出張してくれる
手数料	不要	必要 ※財産内容により手数料は異なる
事前の内容公表	なし	公証人と証人
無効の可能性	あり	受遺者（遺言により財産を受け取る人）が遺言者より前に亡くなると「あり」
紛失の危険	あり ※書き換えや偽造される可能性あり ※あるいは、家族が見つけることができない場合もあり	なし ※原本を公証役場で厳重保管。正本と謄本（注2）を遺言者に渡す（遺言者が亡くなった後、正本で手続き可能）
家庭裁判所の検認（注3）	必要	不要

（注1）「財産を相続する人とその配偶者・直系血族」「未成年」「公証人」などは証人にはなれません。司法書士はなれます。
（注2）正本は原本と同様の効力を持つ写し。謄本は正本ほどの効力はなく相続手続きはできません。正本と謄本を異なる相続人が管理すればトラブルを回避できます。どちらも再発行可。
（注3）封をしてある自筆証書遺言を勝手に開封すると、5万円以下の過料制裁が課せられる可能性があります。必ず家庭裁判所の検認手続きをしてください。封をしていなくても内容を見ないで家庭裁判所へ。

公証役場とは

公証役場は、市役所・区役所とは関係なく、法務省が管轄する役所です。

相続のための遺言書作成の他に、協議離婚における養育費などの契約、土地建物賃貸借や金銭貸借などにおける私的紛争の予防のための公正証書を作成します。

都道府県には約300カ所あり、都内には45カ所あります。

気持ちや思いは、書けない？

法的効力を持つ内容だけでなく、ご家族へのお気持ちなどを自由に書くことはできます。それを「付帯事項」と言います。

例えば、財産の分け方についての説明や、財産を寄付する場合はその理由、遺品の処分方法、葬儀やお墓、ペットについてなど、自分の思いを書き残すことができます。

お世話になった人へのお礼や、法定相続人でない人（例えば、子どもたちの配偶者）に財産を残したい場合もここに書くことができます（遺贈）。

遺言書に書かれた法的効力を持つ内容が正確に理解されるためにも、付帯事項に思いを綴っておきましょう。

もしかして……あれは？これは？

連名の遺言書は有効でしょうか。実は、遺言書は一人ずつ書くことになっています。ご夫婦や兄弟姉妹の連名のものは原則として無効です。

また、相続手続き終了後、ご家族が遺言書を見つけ、その内容と異なる相続が行われ財産を相続できなかった人がいたのであれば、侵害を受けた相続人は「相続回復請求」ができます。

遺言書に書いていた相続人の方が先に亡くなった場合は、すぐに遺言書を書き直すか、あるいはそれを想定して別の人を相続人に指定しておきます。

「あれは？」「これは？」と思い始めると、「やっぱり自分で書くのは難しい」と思われたかもしれません。

そうであれば、一度司法書士など専門家にご相談ください（相談先は〈7〉面参照）。相談をすることで、考え方の交通整理ができることもあります。また、試しに書いた遺言書を確認してもらうというのもいいでしょう。

遺言書は、ご家族に渡す未来へのバトンです。書いておくことで、残された人たちも、そして遺言書を書いたご本人も、きっと安心されるのではないでしょうか。

◀◀◀〈4〉面へ◀◀◀

選択肢に入れたい「自筆証書遺言書保管制度」

本制度利用の流れは、次のとおりです。

自筆で遺言書を書く	〈2〉面参照
▼ 申請先を確認	以下を管轄する法務局（遺言書保管所）が保管先となる。 ●遺言者の住所地　●遺言者の本籍地 ●遺言者が所有する不動産の所在地
▼ 申請書を作成	（法務局に常備。法務省のホームページからダウンロードも可／司法書士が代理で作成可）
▼ 保管申請の予約（３通り）	①ネット予約（法務局手続案内予約サービス専用／365日24時間対応） https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/ ②申請する法務局（遺言書保管所）へ電話で予約 ③申請する法務局（遺言書保管所）の窓口で予約 ※②③ともに、平日８時30分～17時15分／土日祝・年末年始除く。
▼ 遺言者本人が保管の申請	（代理は不可。遺言書、申請書、住民票などの資料、本人確認書類、手数料が必要）
▼ 保管／保管証の受け取り	

「自筆証書遺言書保管制度」について、文章で書くと少し難しく感じるかもしれません。
お分かりにならない場合は、ぜひ司法書士にお尋ねください。自筆遺言の書き方を含め、制度について、詳しくご説明いたします（相談先７面参照）。

新制度 2020年7月よりスタート

「自筆証書遺言書」保管制度

自筆で書いた遺言書、どこに残すか！

●人生の最後まで自分らしく生きたい。
●自分の思いを家族に伝えたい。
●家族のために築いてきた財産や自分が大切にしてきた物を、きちんと譲りたい。

こんな気持ちも湧いてきて、遺言書を書く気になられたのでは？

遺言書を意識する、書く、という段階まで来たら、次は「どこに保管するか」です。

〈3〉面の表にもあるように、自宅での保管は安全性を保つことが難しく、家族などが必ず「確認できる」という保証がありません。

そこで、安全かつ確実性があり、さらには紛争を回避する点を重視した新しい保管制度が、２０２０年７月からスタートしています。

法務局（遺言書保管所）に預ける、「自筆証書遺言書保管制度」です。

「自筆証書遺言書保管制度」で、できること

本制度を利用すると、遺言者、相続人は次のことができます。保管証があると以下の手続きがスムーズです。

（ア）遺言書の閲覧（モニター・原本／要予約／要手数料）
（イ）保管申請の撤回・遺言書の変更
（ウ）相続人による遺言書保管の確認、遺言書に関する各証明書の交付、遺言書の閲覧など（ただし、遺言者が亡くなった場合のみ）

（ア）（イ）は遺言者のみ可能、（ウ）は相続人や法定代理人などでも可能です。

保管申請を撤回した場合でも、遺言書の内容は有効です。

また、（ウ）の証明書の交付や閲覧があった場合、遺言書保管官は、その他の相続人などに対して遺言書が保管されていることを通知します。

（相続人となり得る方）に伝えておくことをお勧めします。遺言者ご本人が亡くなられ相続が始まったとき、ご家族は「遺言書情報証明書の交付の請求」や閲覧などの手続き（遺言書が確かに預けられていることや、遺言書には何が書かれているか確認するための手続き）をスムーズに行うことができるからです。

Q4. 遺言書の保管を法務局にお願いした後に、遺言書の内容を変更したくなった場合はどうすれば？

A. その場合は、保管の申請の撤回（取り消し）を行って遺言書を返してもらい、遺言書の内容を変更してから、もう一度預け直すことをお勧めします。ただし、撤回をしないで新たな遺言書を預けることもできます。撤回するときは手数料はかかりませんが、改めて保管する、撤回しないで新しく保管する場合には、申請の手数料（Q8参照）が発生します。

Q5. 法務局で遺言書の保管の撤回を行った場合、その遺言も無効になりますか。

A . いいえ。「遺言書の保管の申請の撤回」は、あくまで「法務局に遺言書を預けるのをやめる」ということなので、遺言の効力とは関係がありません。遺言書自体は有効です。

Q6. 遺言者が法務局に預けた遺言書を、家族（相続人）が返してもらうことはできますか。

A. いいえ。法務局に保管されている遺言書は、ご家族（相続人）でも返してもらえないことになっています。遺言者が生きておられる間は、遺言書やその内容を確かめることはできません。遺言者が亡くなられた後、家族（相続人）は、遺言書が遺言書保管所に預けられているかどうかを確認したり（「遺言書保管事実証明書」）、遺言書を閲覧してその内容を確認することができるようになります。

Q7. 自分で書いた遺言書は、必ず法務局に預けなければならないのでしょうか。

A. いいえ。新しい制度により、自筆の遺言書を法務局でも保管できるようになったため、遺言者にとっては安全・安心な保管場所が一つ増えたということです。自宅に置いておいても、貸金庫に預けても、ご本人の良いと思われる方法で保管されてください。ただし、自宅保管は裁判所の検認が必要です。

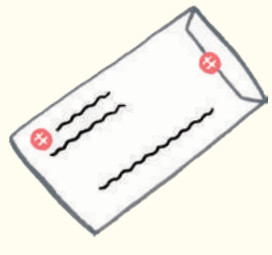

Q8. 法務局に遺言書の保管をお願いする場合、保管しておく年数に応じて手数料が増えますか。

A. いいえ、保管の申請の手数料は、その後の保管年数には関係ありません。申請のとき遺言書１通に付き、3,900円を納めるだけです。

Q9. 遺言者が亡くなり、相続人になりました。「遺言書情報証明書」（遺言書の内容が書かれた証明書）が欲しいのですが、自分で法務局に行かなければなりませんか。

A. 法務局に遺言書を預けるとき（Q2）と違って、遺言書情報証明書が欲しい場合は、相続人でも法定代理人でも請求手続ができます（法務局の窓口か郵送で）。この証明書の請求に必要な書類については、司法書士などに作ってもらっても構いません。

自筆証書遺言を保管できる法務局（遺言書保管所）

保管の申請ができるのは、遺言者の住所地か本籍地、遺言者が所有する不動産所在地のいずれかを管轄する遺言書保管所です。東京法務局では、左記の5カ所。

自筆証書遺言と公正証書遺言の保管の申請先の比較

	保管の申請先
自筆証書遺言	・遺言者の住所地 ・遺言者の本籍地 ・遺言者が所有する不動産所在地 のいずれかを管轄する遺言書保管所
公正証書遺言	・公証役場

遺言書保管所（東京）

東京法務局	電話：03-5213-1441（直通） 住所：〒102-8225 千代田区九段南1-1-15九段第２合同庁舎
板橋出張所	電話：03-3964-5385（代表） 住所：〒173-0004 板橋区板橋1-44-6
西多摩支局	電話：042-551-0360（代表） 住所：〒197-0004 福生市南田園3-61-3
八王子支局	電話：042-670-6240（代表） 住所：〒192-0364 八王子市南大沢2-27 フレスコ南大沢10・11階
府中市局	電話：042-335-4753（代表） 住所：〒183-0052 府中市新町2-44

※東京以外の場合は法務局にお尋ねください。

ウチには財産などナイ…そうでしょうか？

財産目録を作る

「財産」と聞くと預貯金や株式、不動産と思いがちですが、車、高級時計などもれっきとした財産、借金やローンはマイナスの財産です。遺言書に財産相続について書いた場合は、どんな財産があるかをまとめた財産目録を付けておくと、その後の手続きがとても楽になります。ただ、全部の財産を調べて目録を作るのはなかなか大変な作業。困ったときは司法書士にご相談ください。

遺言書同様、色や模様のないA4サイズの用紙。長期保存するので、コピーを添付する場合は、感熱紙は使わず、印字がはっきりと分かるものを。余白の空け方も遺言書と同様です（２面参照）。

通帳は、銀行名、支店名、口座名義、口座番号が分かるページをコピーして添付します。

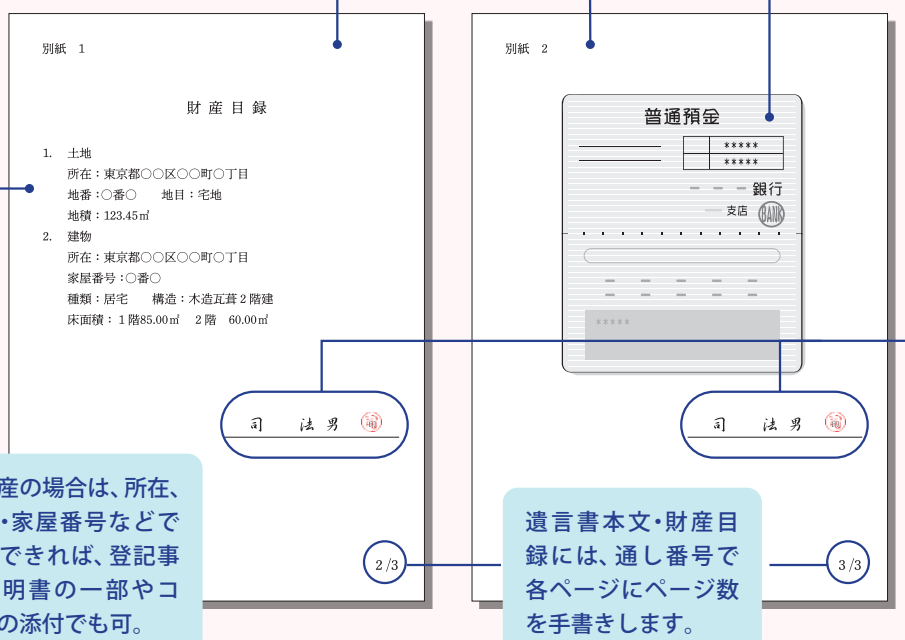

不動産の場合は、所在、地番・家屋番号などで特定できれば、登記事項証明書の一部やコピーの添付でも可。

遺言書本文・財産目録には、通し番号で各ページにページ数を手書きします。

財産目録は、パソコン・ワープロで作って良いのですが、全てのページに署名（自書）と押印が必要です。

◀◀◀◀◀ 〈6〉面へ ◀◀◀◀◀

遺言書の思いを「確実に」届けたい方へ

自筆証書遺言書保管制度Q＆A

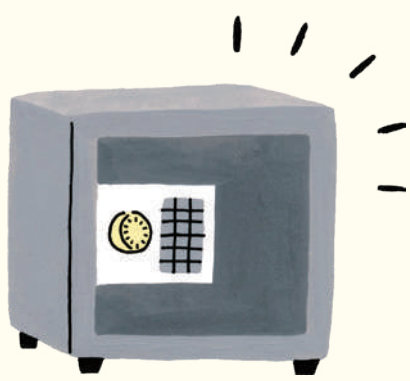

Q1. 遺言書を書きたいのですが、よく分かりません。法務局（遺言書保管所※以下法務局）では遺言書の書き方を教えてくれますか。

A. 残念ながら、法務局は遺言書の作成に関しての相談は受けません。遺言書の書き方については、法務省ホームページ「遺言書の様式の注意事項」などを参考にして書いてみましょう。難しくはありませんが、〈2〉面でご紹介したように書き方に決まりがあるので、お悩みになられたら司法書士にご相談ください。

Q2. 法務局に遺言書の保管をお願いしたいのですが、遺言者本人が病気で行けない場合はどうすれば良いですか。

A.「自筆証書遺言書保管制度」というのは、遺言者ご自身が法務局に行って申請しないと受付ができない制度なので、ご本人が行けない場合はご利用できません。ただ、介助のために付添人が同伴するのは差し支えありません。

Q3. 遺言書を法務局に預けたことは、家族に伝えた方が良いでしょうか。

A. はい。遺言書を法務局に預けたことについて、ご家族

気になる 相続の割合

相続、基本中の基本

私たちが、普段「相続」と言っている割合を民法では「法定相続分」、相続の権利がある人を「法定相続人」と言います。

亡くなった人の財産を相続する法定相続人になり得る人と優先順位は次のとおりです（昭和56年以降に被相続人が亡くなった場合）。

第1位	配偶者、子ども（養子・非嫡出子・胎児を含む／子が死亡の場合、孫）
第2位	直系尊属（父母や祖父母など／配偶者がいない場合。父母が亡くなっている場合、祖父母）
第3位	兄弟姉妹（配偶者・子どもがなく、両親・祖父母が亡くなっている場合／兄弟姉妹が亡くなっている場合、甥・姪）

配偶者は、常に相続の筆頭です。

①子どもがいる場合は、配偶者が2分の1、残りが子ども（複数人いる場合は、人数で均等分割）。

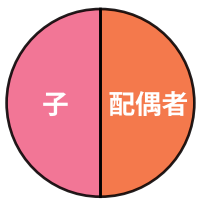

②子どもがいない場合、配偶者は3分の2、両親が残りの3分の1を2分します。

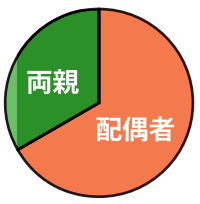

③子どもも両親もいない場合、配偶者が4分の3、残りの4分の1を兄弟姉妹で分割します。

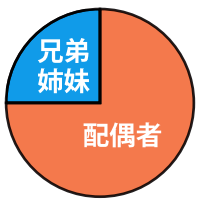

なお、兄弟姉妹以外の相続人には、「ある一定以上の財産を相続する権利（遺留分）」が保障されており、遺言の内容がそれを侵害している場合、請求ができます（遺言で兄弟姉妹が相続人に指定されてなければ、遺留分はない）。ただ、遺留分請求をしなければ権利も発生しません。

残された配偶者が安心できる居住権

民法の相続法が改正され、２０２０年4月1日以降、「配偶者居住権」が施行されています。従来の「配偶者は相続財産の2分の1」では、配偶者が不動産を相続しただけで、法定相続分を超えてしまう場合もあり、結局は自宅を売却して現金をつくるというケースも起こり得ます。

これではせっかく相続をしても、配偶者は住居を失い、将来への不安だけが残ります。そこで、配偶者の住み慣れた家で亡くなるまで、金銭の負担なく暮らし続けることができる権利が「配偶者居住権」です。さらに、将来の生活が成り立つように、預貯金などの財産も相続ができます。つまり、居住権は所有権よりも安く評価されるため、安くなった分、預貯金の財産を得る権利が生じます。簡単に言うと、居住権は配偶者が相続、自宅建物の「所有権」は他の相続人（例えば、子）が取得します（配偶者死亡の場合、相続税は生じない）。もちろん、相続人の了承があれば、配偶者が居住権、所有権の双方を相続することも可能です。

なお、居住権は、①遺産分割協議、または②遺言によって得ることができます。①が不調に終わると、家庭裁判所に申し立てをすることになりますので、「配偶者居住権」を有効にする場合、「遺言書」に「遺贈する」と書いておきましょう。

下図は、ご理解いただくために簡単にしていますが、居住権の評価など実際の計算は複雑です。また、相続発生時に「家が被相続人の財産であること」「配偶者が居住していること（事実婚・内縁関係者は取得できない）」などの条件もあり、さらに、配偶者居住権には短期と長期がありますので、専門家へのご相談をお勧めします。

そして、取得した居住権を守るためには登記が必要です。司法書士に必ずご相談ください。

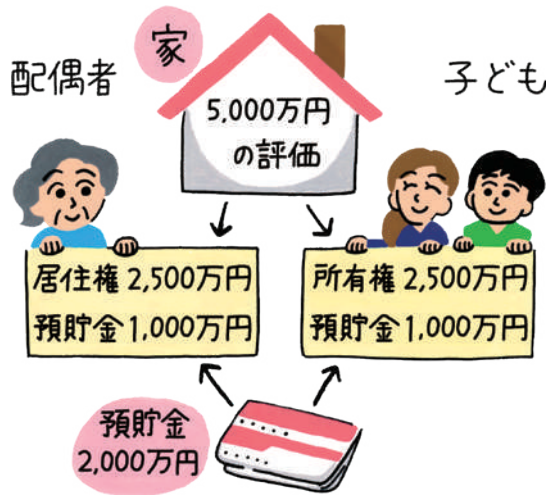

子どものいないAさんの財産を巡り…

子どもがいないAさんは、妻と未婚の妹と同居。土地と預貯金があるAさんは、事前に遺言書を作成しようとしたところ、嫁いだ姉が「妹の面倒を見るから、妹の相続分を自分に」と主張。Aさんは了承せず、妻と妹に相続、その他を寄付する旨の遺言書を作成。

その後、妻が亡くなり、心労と持病でAさんは入院。そこに妻の弟が、妻の財産を自身の名義に変更しようとしたため、未婚の妹がAさんの遺言書を探したが、内容の違う別の遺言書が出てきた。Aさんに確認するが覚えがない。

その後、入院中のAさんは「相続でもめるなら」と、家族に相談もなく土地の売買契約をするが、安く見積もられ…。

Aさんの死後、複数の遺言書が見つかった。土地は売買されているので、相続財産が減少。妹は「高齢の兄は遺言書を書いたことも、保管場所も忘れ、しかも判断が衰えている中で土地売買…家族が右往左往した」と語っていた。

遺言書にも終活にも、難色を示す両親

Bさんの実家は、田畑と山を所有し、高齢の両親が農業を営む。二人とも病気もせず健康であったが、父親が「元気なうちに」とBさんと弟を呼び、家や土地についての家族会議を開いた。具体的なことは決まらず、和気あいあいとみんなで話し合って終わったが、その後父親が入院。

退院後、弱気になった父は、家のことには触れなくなった。将来のことを話そうとすると、母親も難色を示す。

Bさんには、実家の畑を利用して自然農法をしたり、野菜カフェを開いたりと夢があるので、遺言書に興味があるが、両親に話せないでいる。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

その他、「うちは遺言書なくても大丈夫」と豪語する両親を見て複雑な子どもたち、立て続けに両親が亡くなった未婚の女性など、「遺言書があれば」と思いつつ、まだまだ悩ましい現実は続きます。

悩ましい、遺言書を取り巻く現実

今そこにあるお困りごと、
司法書士が
解決のお手伝い！

遺言書がちゃんと書けるか不安…
大丈夫です。
お話をうかがい、あなたの思いがきちんと伝わる
文句なしの
遺言書
しっかりお作りいたします。
遺言通りの相続をすんなり実現、司法書士は信頼できる遺言執行者にもなれるのです。

消費者金融から矢のような催促が！
一人で悩まないで
司法書士にお任せください。
矢の催促はストップ。
サラ金との交渉、過払い金請求、債務整理。
明日は、お悩みとサヨウナラ

母が認知症気味、一人暮らしが心配で。
成年後見でも
実績ある
司法書士
資産管理、施設・入院手続き、生活状況のチェックなどなど
悪徳商法も寄せ付けません。
ご両親の安心生活を、
法的に全面サポートします。

事実は小説より奇なり

司法書士のつぶやき、相続の現場から

「大変お世話になったから、Yさんに財産を残します」

そうおっしゃって、Xさんは遺言書を作られました。ところが、90歳を過ぎるまで元気に長生きをされ大往生されたとき、Yさんはすでに鬼籍の人となっていたのです。

その後、周囲の方たちがザワザワしたのも無理はありません。誰一人見覚えのない女性が突如登場し、Xさんの財産を相続してしまったからです。

家業のご事情から、Xさんは何度も養女を取っては離縁を繰り返す…という過去をお持ちでしたが、件の女性だけは離縁するのを忘れていたのです。その女性にとっては、まさに棚からぼた餅？

こういうケースを「笑う相続人」と呼ぶのでしょうか。

ご家族みんな仲が良い、というお家ばかりではないのが世の常。

兄弟には絶対に相続させたくないという思いから、専門家が書いた本を参考に「知人に財産を遺贈する」という内容の遺言を自筆で書いた方がいました。

ところが、相続させたい知人は先に亡くなっており、遺言者は「知人の相続人に遺贈したい」という気持ちがあっても、そのことまで遺言書に書いていなかった。

結局、「絶対に相続させたくなかった」はずのご兄弟に財産が渡りました。

このように、場合によっては相続が実現する時点が20年も30年も先になるので、相続させたい方が亡くなることも想定して遺言を作るのも大事なことだと思います。

遺言書を作りたいという方のご相談を受けた時のことです。

「初めて書いてみたんですが」と見せていただいた遺言書の案に記載された不動産に、私道が抜けているのが分かりました。

また、不動産をお子さん二人に「相続させる」とだけ書いてあって、どういう割合で分けるか（持ち分）の記載がなかったのです。ちょっとした点ですが、不備を直したことで有効な遺言書になり、「事前に見ていただいて本当に良かった」と喜ばれました。

ちなみに、財産は亡くなるまでに増えることもあるので、限定的に書かず「これらを含む一切の不動産」などと書くのが良いと思われます。

洋の東西を問わず、相続をめぐって争う話は無数にありますが、このケースもそうでした。

遺産のある故人は遺言書を残していませんでした。相続人は母親と三人の娘さんでしたが、次女と三女の方が相続について不満が多く、大変もめてしまったのです。お二人に説明をし、納得していただき、何とか無事に相続登記を終えることができましたが、来たるべき母親の相続について、次はもめないようにと「遺言書」を作成しました。痛感したのは、残された家族にとって遺言書があるのとないのとでは大違いだということ。その後、母親の相続の際には、この遺言書が威力？を発揮。長女から大変感謝されました。

東京司法書士会の無料法律相談

司法書士ホットライン

昼 10:00〜15:45 平日（月〜金曜）
03-3353-2700
03-3353-2703

夜 17:00〜19:45 水・木曜
042-540-0663

調停センター「すてっき」

裁判ではなく、話し合いによる解決を目指して司法書士がお手伝いします

お問い合わせ・ご予約　祝祭日を除く

平日 9:00〜12:00　13:00〜17:00

03-3353-8844

※新型コロナウイルスの影響により、面談による無料法律相談は、一部規模を縮小して開催しております（詳細は、東京司法書士会ホームページにてご確認ください）。

非対面型の相談（WEB無料相談）を実施いたします▶ご予約・お問い合わせは、東京司法書士会総合相談センター（四谷）**03-3353-9205**にご連絡ください。

身近なお困りごとは、司法書士

新年号は、遺言書や自筆証書遺言書保管制度についてお知らせしました。

遺言だけでも、相続税の申告以外、遺言書の作成から保管、財産分与が終わるまで、ほとんどの手続きを司法書士がお手伝いできます。その他、登記はもちろん、身近な法律問題についての対応が可能です。昨今の高齢化社会においては、成年後見のご相談も多くなっています。

『ファーロ』は東京司法書士会発行の広報誌です。

離婚したいのですが

財産をきれいに分けて、別れたいもの

慰謝料・養育費・財産分与・年金分割

司法書士がバックアップ

離婚協議書作成で、トラブルも防止

アルバイト代を払ってもらえない

NO 泣き寝入り

働いた分の給与は権利。雇用主に未払請求、通らなければ裁判！

認定司法書士が簡易裁判所に代理請求、あなたの権利を勝ち取りましょう。

faro ファーロ
東京司法書士会広報誌

2021 New Year 号外

※遺言書は15歳になってから。

漫画＝平井さくら

東京司法書士会　https://www.tokyokai.jp

身近な法律家

司法書士が——あなたの財産・権利を守ります

不動産の権利を守る

住宅取得や土地売買などの場面、家・土地が誰のものになるのか、その所有権を明確にするための不動産登記が必要不可欠。このときこそ、司法書士の出番。複雑・多様化が進む近年の不動産取引にも対応できる、頼れる専門家です。

相続の財産を守る

司法書士は、亡くなられた方が残した財産や相続関係を調査。不動産を相続された方のためには後に問題が起こらないよう、早めの名義変更・相続登記を行います。相続についての疑問も全て司法書士にお尋ねください。

会社設立、事業を守る

発起人の方と話し合い、設立までの一連の手続きについて、必要書類の作成やアドバイスを行い、設立登記申請までしっかりサポート。設立後は企業法務についてもお力になれるよう伴走します。

faro ファーロ
発行元＝東京司法書士会　〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37　TEL.03-3353-9191
発行責任者＝清水輝明　編集人＝倉石裕子　2021年1月6日発行
デザイン・制作＝(株)アイデス・プランニング　印刷＝あかつき印刷株式会社